

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	C15-2。「大阪府子ども(子育て世帯)に対する食費支援事業」について市民に周知が必要。	<p>4月28日に投稿。5月15日に子育て政策室から回答を頂きましたが、回答文に疑問。          [投稿内容(概略)] :大阪府が、4月14日付けで「大阪府子ども(子育て世帯)に対する食費支援事業」についてHPにて周知されており、吹田市のHPで、検索しましたが、ヒットしませんでした。吹田市でもHPにて周知が必要。          [市回答文(概略)] :「(前略)ホームページの「子育て施策」へ外部リンクを掲載しています。」          1)子育て政策室は市HP(Top頁)の新着情報に掲載がされておらず、市HPの「子育て・教育」の「子育て施策」のページの、関連情報として大阪府ホームページへの外部リンクを掲載されています。          ⇒添付画像C15-2。「子育て施策」のページの関連情報(約30項目の最下段)          ※この位置では、今回の大阪府の食費支援事業について、対象者の目に触れる事は、考えられません。          ⇒市民の目に触れるには、最低限度、市HP(Top頁)の新着情報への掲載が必要。          2)大阪府の食費支援事業の掲出のページは、子育て政策室は市HP(Top頁)「子育て・教育」の「子育て施策」のページでは無く、市民目線を考えると「子育て・教育」の「子育て支援・助成」のページに掲載が適切だと考えます。          ⇒添付画像C15-2。子育て支援・助成。子育て施策のページ          ⇒添付画像C15-2。「子育て支援・助成」のページ          3)4月28日の投稿時に、「登録店舗募集開始！」募集期間:令和7年4月4日(金曜日)～令和7年5月9日(金曜日)を記載しましたが、市HP(Top頁)の新着情報への掲出がされていません。          4)[市回答文(概略)] :「市報すいた7月号において掲載を予定しており、引き続き広く対象者の方へ周知するよう努めてまいります」          ⇒市報7月号に掲載予定…との事ですが、大阪府の募集開始時期が令和7年6月2日からであり、前回私の投稿が4月28日である事から、市報の6月号発行には、間に合ったのでは…と考えます。          5)現在、妊娠中の方も対象で有る事から、市HPの当該のサイトに大阪府の支援内容について掲出が必要と考えます。          [大阪府の説明文]:物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。          6)大阪府の今回の支援内容(7,000円分)は、子育て世代、加えてひとり親家庭においては、非常に助かると思います。吹田市は、少子化時代の中で頑張っておられる家庭にタイムリーな、そして的確な情報提供の取組が求められます。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。          ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)2)について          ホームページでの周知につきましては、「子育て・教育」の「子育て相談・支援・手当・助成」の「子育て支援」のカテゴリーに新たにページを設け、新着情報としてホームページのトップページに掲載するよう見直ししました。</p> <p>3)について          本事業は、大阪府で実施している事業であり、その広報についても大阪府より依頼を受け行っております。そのため、登録店舗の募集につきましては、市で広報は行ってはおりませんが、頂きました御意見は大阪府と共有してまいります。</p> <p>4)について          市報すいたの掲載時期につきましては、頂きました御意見を踏まえ、子育て支援に関する効果的な情報発信ができるよう引き続き取り組んでまいります。</p> <p>5)について          妊婦の方も対象になることなど大阪府の事業内容の概要を掲載しました。</p> <p>6)について          頂きました御意見を踏まえ、子育て支援に関する効果的な情報発信ができるよう引き続き取り組んでまいります。</p>	子育て政策室	R7.5.19	R7.6.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について6	<p>〈質問5〉「簡易的な工事」について 前回の質問に一切回答されていません。バリアフリー法違反にどのように責任を取るのか、ご回答ください。</p> <p>〈質問6-1〉出入口は特定公園施設か 私は「文書をご提示ください」と書きましたが、市は国交省の回答とされるテキストを記載しただけです。これは誰が、いつ、どのような方法で取得したものが不明であり、出典の正確性が確認できないため、行政の説明責任・文書管理の観点から不適切です。 また市は4回目の回答で、国交省から「出入口は特定公園施設ではないという回答を得た」と書きましたが、この国交省の回答の中にそのような記述はありません。これは虚偽の説明になります。意図的か否かに関わらず、公文書の信頼性を損なう重大な問題です。市の見解を示してください。</p> <p>〈質問6-2〉すべての出入口と主要な公園施設を結ぶ園路 こちらの指摘に対して、具体的な反論がありません。反論するか、こちらの意見を認めるかのどちらかにしてください。 &gt;「起点となる出入口」は公園管理者が設けるものと認識しております そのような記述は見当たりません。その根拠をお示ください。</p> <p>〈質問6-3〉努力義務 &gt;可能な限り移動等円滑化園路を複数確保の方が望ましい 以下の事実からはそのような姿勢は見受けられません。 ・千里北公園魅力向上事業のワークショップで私がバリアフリーの必要性を発言したところ、東側南の広い入り口から体育館までの園路以外をバリアフリーにするとは説明されませんでした。 ・バリアフリーよりも、公園にカフェを設置することを優先しました。 ・「市民の声」(2023年5月分・30)で、「バリアフリーのガイドラインが策定されて15年経っているのに、公園のガイドライン適合状況を調査していないのは何故か」という質問に、市は「調査を行ってこなかった理由はない」と回答しました。 以上から、吹田市が「可能な限り移動等円滑化園路を複数確保」しようとしていないのは明白です。</p>	<p>〈質問5〉について これまでも回答させていただいており、引き続き、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。</p> <p>〈質問6-1〉について 国土交通省の回答並びにガイドラインP35に掲載された参考図において、出入口が特定公園施設の凡例になっていないことから「出入口は特定施設ではない」ことが明確であるため、「出入口は特定公園施設ではないという回答を得た」と回答しました。虚偽の説明ではないと考えております。</p> <p>〈質問6-2〉について 「出入口」と「主要な公園施設」を結ぶすべての「園路」が特定公園施設ではなく、のうち「起点となる出入口」から「主要な公園施設」までの「経路」を1以上移動円滑化しておく必要があると認識しています。(国土交通省の回答をご参照ください。) これは、「特定公園施設としては、具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場」(ガイドラインP22)との整合性が取れていると考えます。 また、『国土交通省では、バリアフリー法及び同法に基づき各法令の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、平成20年1月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を策定し、平成24年3月には全体的な改正を行ったところである。』(ガイドラインP1)からガイドラインは公園管理者等の指針であり、起点となる出入口は公園管理者が設けるものと認識しております。</p> <p>〈質問6-3〉について ワークショップでは主要な公園施設に至る主要な園路については最低限バリアフリー化するものと説明し、その他の園路に関して言及しなかったものの、可能な限りバリアフリー化していくべきものと考えており、「義務でない＝やらなくていい」という考え方はガイドラインの趣旨ではないと認識しています。現状、バリアフリー化はできていませんが、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保の方が望ましいものと認識しています。また、2023年5月に回答の市民の声においても、「調査を行ってこなかった理由はない」に続けて、「バリアフリー状況調査を実施した」との回答をしており、バリアフリー化に向けた準備を進めているところです。</p>	公園みどり室	R7.5.19	R7.6.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	ニコチン・ヘイヴン吹田10	<p>市内で健康増進法違反を2件見かけました。それぞれ対応とその内容の回答をお願いします。</p> <p>P.S. まちなかりビング北千里のタバコクイズの展示はよかった。</p> <p>(1) 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 店の前の共用廊下(屋内)に赤い「吸い殻収集缶」とタバコの吸い殻の入った空き缶が設置されていた(写真参照)。どうもここが喫煙スペースとなっているようです。屋内における喫煙器具の設置は健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。</p> <p>(2) 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 1階の奥まった場所に喫煙所がある(写真参照)。排煙設備があるわけではないので、タバコの煙が2, 3階の通路にまで立ち上ってくる。健康増進法27条2項違反だと思う。配慮義務を遵守するよう指導願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 施設管理者に連絡し、喫煙器具を撤去するよう指導しました。</p> <p>2)について 施設管理者に連絡し、受動喫煙が起こらないよう喫煙所の運用及び利用者への注意喚起を依頼しました。</p>	健康まちづくり室	R7.5.20	R7.6.3
4	都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反について2	<p>【質問1】前回の回答によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市は吹田市自治基本条例を制定している</li> <li>・しかし、課がその条文に違反しても、是正される仕組みはない</li> <li>・企業であればコンプライアンス部門や監査室が介入するところだが、吹田市にその仕組みはない</li> <li>・2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点を改正する必要があるとは判断されなかった</li> </ul> <p>ということでよろしいですね? 「はい」か「いいえ」でご回答ください。</p> <p>【質問2】もし「はい」であれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が好き勝手に動いても、市民はチェックも修正もできない</li> <li>・市が自ら定めたルールを守らなくても咎められない</li> </ul> <p>という状態を20年近く続けておきながら「市民自治」という看板を掲げていたこととなります。市民自治推進室として、こうした体制が「市民自治」を名乗るにふさわしいものと本当にお考えなのか、明確なご見解をお聞かせください。</p>	<p>【回答1】当時、〇〇様がおっしゃる点に関して改正が必要との議論がなかったため、判断は行っておりません。つきましては、「はい」か「いいえ」での回答は困難です。</p> <p>【回答2】回答1のとおり「はい」ではないため回答を控えます。</p>	市民自治推進室	R7.5.21	R7.6.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	市職員の姿勢について	<p>耳が聞こえないものです。国民健康保険への切り替えの件です。職場から書類が届かず、催促しても連絡がこないため困っていたところに、担当室へ相談に参りました。職場が必要を理解していない可能性があり、市役所から職場にTELをかけてほしいと申し出たのですが、〇〇様に高圧的な態度で「市はそんなことはしません！」と言われました。退職後もう2週間もかかっており、医療機関へもかかっていること、そしてインターネットでは市が職場にTELして解決したケースがあると伝えたのですが、「ここではそんなことはしていません！」と。管轄外だったのですが、年金事務所まで行ってその方がTELしてくださったお陰で解決が出来ました。</p> <p>市民が保険証の切り替えが出来ずに困っており、まだ耳が聞こえないために連絡に窮しているところを「高圧的な態度」で拒否するのはいかがなものでしょうか？</p> <p>障がい福祉室の〇〇様も困りごとに寄り添う姿勢を感じませんでした。話も聞こうとくれませんでした。</p> <p>職員のそういった姿勢を改めて頂きたく存じます。</p> <p>なお、苦情を実名も含めてこのページに申し出ることについてはお二人に了承を得ております。むしろ「どうぞ言ってくださいよ」と言われたことにも腹を立てております。</p> <p>市民が腹を立てていたのでしたら、まずはどうして腹が立ってしまうのかを「傾聴」する場面ではないのでしょうか。売り言葉に買い言葉で「どうぞ言ってみよ！」というのは違うと思います。</p> <p>最後に吹田市では職員手話通訳者が他室の窓口内に入って通訳することが出来ないようです。手話通訳者はろう者と面面向う位置で通訳することが原則であり、また通訳者が守秘義務があるということも理解してないようです。その環境改善も併せてよろしく願います。</p>	<p>・市職員の姿勢について この度は、国民健康保険加入手続きに際しまして、職場からの書類が届かず、お困りになり来庁していただいたにも関わらず、職員の配慮に欠けた対応により御不快な思いをされたこと、誠に申し訳ございません。まずはお詫び申し上げます。</p> <p>国民健康保険加入手続きに際しましては、社会保険資格喪失証明書のご提示をお願いしているところです。担当職員には常日頃より窓口での対応におきまして、言葉遣いや態度、身だしなみについて市民の皆様にご不快な思いを持たれることのないよう指導しているところです。しかしながら、いただきましたご意見のような対応がありましたことを深く反省するとともに、今回のケースにつきましては職員間の共有を図り、窓口対応において適切な対応を行えるよう指導してまいります。 (担当:国民健康保険課)</p> <p>・市職員の姿勢について 手話通訳者の対応で御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。手話通訳を御利用される方の気持ちに寄り添った対応ができるよう今後より一層努めてまいります。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>・手話通訳者に関する環境改善について 手話通訳者が同行する際の各窓口でのスペースの確保や体制については、適切に合理的配慮が提供できるよう、各室課に周知してまいります。 (担当:障がい福祉室)</p>	国民健康保険課、障がい福祉室	R7.5.26	R7.6.4
6	エレベーターのセンサー	<p>高層棟のエレベーターの行先ボタンの横についてる非接触のセンサーを切ってください。 意図しない階が反応してしまいとても煩わしいです。 今どき非接触で利用してる人もいないと思います。</p>	<p>エレベーターの非接触ボタンについては、コロナ禍において接触感染の予防や衛生意識の高まりなどから、各設備メーカーにより技術採用され、本市においても感染予防対策につながるのと同時に、様々なニーズにも対応するものとして、エレベーターの改修を機に導入したものであり、当面は当該機能を維持して運用する必要があると考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	総務室	R7.5.27	R7.6.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	C21。「戸籍に振り仮名が記載されず」について、市HP(Top頁)の新着情報に掲載して市民に周知が必要	<p>標題について、5月中旬頃からネットのニュースで報道が多くされていますが、市HPでは、掲出の気配がありません。</p> <p>・吹田市の市民への広報は、市報の5月号に記載されていますが、「詳しくは法務省ホームページ」への記載。情報量が少ない。</p> <p>⇒添付画像C21。戸籍に振り仮名。吹田市報5月号</p> <p>1-1)市HP(Top頁)の新着情報に掲載がされていないので検索すると、5月1日に「戸籍・住民票」のサイト内に掲出されていますが、改正法は、令和7年5月26日に施行されることから、速やかに市民への周知が必要、戸籍の登録情報は、個人にとっては重要事項です。</p> <p>⇒添付画像C21。戸籍に振り仮名。吹田市HP ⇒個人的には、市HP(Top頁)への1年間「大切なお知らせ」への掲載が必要。</p> <p>1-2)市HPでのタイトルが「令和7年5月26日から戸籍に氏名の振り仮名が記載されます」であり、タイトルに違和感がある。</p> <p>・本籍地市区町村から、送付される通知書に「関連される方の戸籍への記載は、令和8年5月26日以降であり、婚姻および転入されて吹田市に新規に住居登録される方、新生児の住民登録申請される方の振り仮名記載時期の説明文(含む振り仮名登録)が転入されていません。</p> <p>⇒添付画像C21。戸籍に振り仮名。西宮市-1</p> <p>1-3)市HPでは、「通知書」の記載ですが、報道では「はがき」の記載。郵便受けに毎日チラシが入るので、誤廃棄を防ぐために画像のHPに貼付けが必要。</p> <p>⇒添付画像C21。戸籍に振り仮名。通知書</p> <p>【2 届出の方法】</p> <p>2-1)振り仮名の届出は、マイナポータルの利用を推奨されていますが、修正・訂正は何回まで可能ですか?。キラキラネームの場合、⇒登録後に「やっぱり、これに・・・」の変更の場面の想定。</p> <p>⇒原則として署名用電子証明書を掲載できない15歳未満の人は、確認まではできませんが届出はできないと思います。</p> <p>2-2)届出の流れは法務省ホームページ「オンライン届出について(外部サイトへリンク)(外部サイト)新規ウインドウが開きます。」が必要。(※西宮市のように)</p> <p>⇒添付画像C21。戸籍に振り仮名。西宮市-2</p> <p>2-3)書面での届出の場合で届出用紙について、「西宮市の用紙」の方が記入し易いです。</p> <p>2-4)書面での届出の場合で、「記入例」が必要。(※西宮市のように)</p> <p>2-5)書面での届出の場合、出張所(山田・千里丘・千里)での受付も検討願います。⇒独居の高齢者、身体・視覚に障がいのある方などへの対応も考慮願います。</p> <p>※法務省が、500件の戸籍を対象に推計調査したところ、氏は0・4%、名は約2%の割合で実際の読み仮名とは異なる可能性がある。⇒吹田市の人口が38.4万人であり、約9,000人になります。</p> <p>2-6)「名」の振り仮名の届出のできる方について、吹田市は、「15歳未満の場合」のみの記載ですが、西宮市は、「15歳以上18歳未満⇒本人又は法定代理」、「18歳以上⇒本人(成年被後見人の場合、本人又は成年被後見人)」の記述があり、再確認願います。</p> <p>⇒添付画像C21。戸籍に振り仮名。西宮市-2</p> <p>【その他】</p> <p>3)日本に戸籍が有り、海外で仕事をされている方も多いと思いますが、市HPには記載がありません。国外からの転入者の対応は?。</p> <p>・パスポートはローマ字表記ですが、昨年5月に日本語のローマ字表記には「ヘボン式」と「訓令式」の2つがあり、統一化の検討の報道は有りましたが、関連性と対応要否の有無?。</p> <p>⇒添付画像C21。戸籍に振り仮名。パスポート</p> <p>4)吹田市には、外国人が約8,000人おられることから、振り仮名(カタカナ)の記載例等、支援体制が必要。</p> <p>⇒中国や韓国の発音の『王』を『わん』とか、『李』を『い』とかは、どのようになるのでしょうか?。</p> <p>5)市HPの「各種規制の潜脱防止」の項(関連:年金(銀行口座)・マイナンバーカード(銀行口座・保険証)・パスポートなど)の突合・連携時期はいつですか?。</p> <p>・銀行口座名との関連性は、どのようになるのでしょうか?。私の場合、「ユ」と「ユ」の2種類がありますが、銀行口座名の変更手続きの要否の有無は?⇒年金の振り込みでのトラブルの懸念。</p> <p>6)DV避難者への通知書はがきの送付時には、注意・確認が必要。⇒毎年、何件かのミスによる転居が発生。</p> <p>※広報課に供覧をお願いします。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>戸籍への振り仮名記載に関する御意見・お問合せにつきまして、回答いたします。</p> <p>【1 戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ】</p> <p>1-1)この度の法改正についての法務省の基本的な考え方は、法務大臣の記者会見等でも発言があったように、「送付される通知書で仮の振り仮名を御確認いただき、誤ってれば正しい振り仮名を届け出てください」というものです。</p> <p>本市の通知書の発送は7月下旬以降を予定していることから、発送のタイミングに合わせて市のホームページ内でより目立つ場所に当該記事へのリンクを設置する等の作業を予定しております。</p> <p>1-2)タイトル表記につきましては御意見として承りました。</p> <p>なお、当該記事は住所や戸籍に変動がない方を主な対象として作成しており、住所や戸籍の届出をされる方につきましては、受付の都度振り仮名の届出の必要性等について御案内しております。</p> <p>1-3)仮の振り仮名の通知書は実書とは限らないため、報道が誤っております。本市の通知書を発送するタイミングでホームページに通知書の画像を掲載することも検討いたしました。が、詐欺に悪用される懸念があるため現時点では掲載の予定はございません。</p> <p>【2 届出の方法】</p> <p>2-1)マイナポータル経由での振り仮名の届出につきましては、本籍地で受理されるまでの間は自由に取下げが可能です。受理された後は取下げできません。</p> <p>なお、お見込のとおり15歳未満の方につきましてはマイナポータル経由の届出におきましては親権者の方が行うこととなります。</p> <p>2-2)届出の流れに関するリンクを追加いたしました。</p> <p>2-3)御意見として承りました。</p> <p>2-4)御意見として承りました。</p> <p>2-5)振り仮名の届出は出張所でも可能です。他の窓口業務と同様、障がい等をお持ちの方へのサポートも行ってまいります。</p> <p>2-6)届出できる方の記載を修正いたしました。</p> <p>【その他】</p> <p>3)国外に居住されている方につきましては、本籍地が仮の振り仮名を把握できている場合は市町村長記録の対象となります。また広報につきましては必要に応じて外務省から行われるものと認識しております。</p> <p>なお、国外から転入される方につきましてはその場で制度等の御説明をいたします。</p> <p>パスポートとの関連につきましては、戸籍に振り仮名が記載されている場合にパスポートの申請があった場合には、振り仮名を参照のうえローマ字表記を決定することとなっております。表記方法の統一につきまして特に通達等は出ておりません。</p> <p>4)根本となる振り仮名は戸籍に記載されることから、外国籍の方は本制度の対象外となります。</p> <p>5)まず、年金との振り仮名連携は既に行われていることから、仮の振り仮名と異なる振り仮名の届出があった際には、年金に関する変更手続きが必要であることも併せて御説明いたします。また日本年金機構から説明用のリーフレット等も提供されると聞いております。</p> <p>なお、拗音(ャュ)及び促音(っ)の文字の大小のみが変更された場合は追加の手続きは不要である旨、日本年金機構から通知を受けております。</p> <p>次に、マイナンバーカードへの振り仮名の記載は令和8年度中に開始される予定となっております。</p> <p>6)仮の通知書の発送にあたりましては、住民基本台帳法における支障措置対象者の方の住所が相手方に知られることのないよう送付先住所を設定することとしております。また通知書には同じ戸籍に在る他の方の住所は記載いたしません。</p>	市民課	R7.5.27	R7.6.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	C22。「令和6年度住民税非課税世帯支援給付金」のタイトルについて提言。	<p>標題について、5月27日に市HPに掲出されましたが、今日は令和7年5月29日です。タイトルの令和6年度に違和感を感じてサイトを見ますと、「提出期限：令和7年5月30日(金曜日)(消印有効)」…のお知らせでした。</p> <p>⇒添付画像C22。令和6年度住民税非課税世帯支援給付金-新着タイトル[私見] タイトルから読み取れることが、下記のように2つ有ります。</p> <p>1-タイトルが、もしかして令和6年度では無く、令和7年度の間違いなのか？</p> <p>⇒クリックされた方は、「何！これっ」…思われませんか？。市の広報姿勢への信頼度が低下の恐れが。</p> <p>2-市の他部局のタイトルは、年度表記が頭に付記される時は、事業年度が一般的です。</p> <p>⇒令和6年度事業で住民税が非課税世帯なのか？。それとも、住民税(令和6年度)が非課税世帯なのか？。</p> <p>・⇒[仮(案)]「住民税(令和6年度)が非課税世帯支援給付金。申請締切日が令和7年5月30日(金曜日)(消印有効)」</p> <p>・⇒福祉部 生活福祉室へ。サイト内の「提出期限間近」の表記位置が、冒頭では無く下にスクロールをしないと分かりません。⇒スマホの場合は、視認されない可能性が。</p> <p>⇒添付画像C22。住民税非課税世帯支援給付金-サイト</p> <p>⇒サイトの冒頭に、注意書き欄が必要。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>まず、「令和6年度住民税非課税世帯支援給付金」のタイトルについて、令和6年度ではなく、令和7年度の間違いなのか？というお問い合わせについてです。</p> <p>誤りでなく、令和6年度住民税に対しての給付金になります。概要欄にて令和6年度住民税非課税世帯に対し、給付金を給付するとともに、子育て世帯には加算給付を行いますと御説明しているところがございます。</p> <p>吹田市のホームページにおける「お知らせ」でのタイトルにつきましては、御指摘のとおり、今回掲載しました理由としましては、締め切り間近であることをお知らせするためですので、締め切り間近であることをお知らせするタイトルが伝わりやすかったと思います。</p> <p>また、対象の方につきましては、令和6年度の住民税が非課税の方が対象となっております。給付要件の欄に世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯であることを記載させていただいています。</p> <p>給付金ページ内の「提出期限間近」の表記位置についても御指摘のとおり、冒頭に置くことで、より伝わりやすかったと思います。</p> <p>今後も市民の皆様により分かりやすい表現となるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p>	生活福祉室	R7.5.29	R7.6.4
9	C26。「夢つながり未来館 臨時休館のお知らせ」のタイトルに工夫が必要。	<p>標題について、6月1日に市HPに掲出されましたが、情報不足です。利用者・市民目線でのタイトルにされませんか。</p> <p>⇒添付画像C26。夢つながり未来館 臨時休館。新着情報</p> <p>⇒添付画像C26。夢つながり未来館 臨時休館。サイト</p> <p>・臨時休館については、設備不具合によるものか、メンテナンスによるものか(短期 or 長期)。全館なのか部分なのか、休館日はいつなのか？</p> <p>⇒以前、他の公共施設で設備トラブルが発生した時には、具体的なタイトルにされて分かり易かったです。</p> <p>・サイトを開くと「令和7年6月26日(木曜)、夢つながり未来館は施設メンテナンスのため、休館いたします。集會施設及び共有スペースのほか、のびのび子育てプラザ、山田駅前図書館もご利用いただけませんのでご了承ください。</p> <p>⇒「仮(案)」:夢つながり未来館、山田駅前図書館など全館、メンテナンスによる臨時休館(令和7年6月26日(木曜))のお知らせ</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は市HPに掲出しました「夢つながり未来館 臨時休館のお知らせ」のタイトルについて、貴重なご意見をいただきありがとうございます。担当所管にて検討し、以下のタイトルに修正いたしました。</p> <p>「夢つながり未来館 設備点検による全館休館のお知らせ(令和7年6月26日(木曜))」</p>	青少年室	R7.6.2	R7.6.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応2	<p>5/29に総務部人事室人事担当からご回答いただいた件について、いくつかお尋ねします。</p> <p>●質問1 ご回答には「個々の事案によって対応が異なるためお答えできかねます」とありましたが、私の質問では &gt;・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合 &gt;・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「サービスの根本基準」に違反する場合 と明確に事案を例示しております。 質問文は短いものであり、読み飛ばすことは考えられません。ということは人事担当は質問を無視したとしか考えられません。 この点について、以下の法令に「違反する」と考えるか、「違反しない」と考えるか、明確にお答えください。 ・地方公務員法 第29条 懲戒「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」 ・同 第30条 サービスの根本基準「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」 ・吹田市自治基本条例 第5条3 協働の原則「市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること」</p> <p>●質問2 改めてお尋ねします。 以下の事案に該当する場合、吹田市としてはどのような対応を取るのか、具体的にお答えください。 &gt;・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合 &gt;・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「サービスの根本基準」に違反する場合</p> <p>●質問3 今回のご回答はメールの件名が「市民の声の回答につきまして」のみであり、本文中にこちらの質問文の引用や整理がありませんでした。そのため、どの問い合わせに対する回答かを判断するのが困難でした。 どの問い合わせに対する返答かわかるようにするのは業務上の基本的な配慮であり、ビジネス文書として当然の要件であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。 そのように「思う」か、「思わない」かでお答えください。</p>	<p>質問1について 事案の内容につきましては、事実確認等を行った上で、総合的に判断しております。また、個々の事案により対応も異なります。そのため、いただきました例示のみで、上記の法令に「違反する」か「違反しない」かの回答はいたしかねます。</p> <p>質問2について 質問1の回答と同じく、事案の内容につきましては、事実確認等を行った上で、総合的に判断しております。また、個々の事案により対応も異なります。そのため、いただきました例示のみで、これ以上の具体的な回答はいたしかねます。</p> <p>質問3について 「思う」、「思わない」での回答はいたしかねますため、回答は差し控えていただきます。</p>	人事室	R7.5.30	R7.6.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	C23。「SUITA Fry to Fry Projectを始めました」のタイトルについて提言。	<p>標題について、5月30日に市HPに掲載されましたが、タイトルからは市の実施内容のイメージが浮かびません。</p> <p>⇒添付画像C23。SUITA Fry to Fry Project 新着のタイトル</p> <p>・サイトを開くと、【合言葉は「Fry(使用済み油で)to Fly(空を飛ぶ)！」】で、市内に15か所ある回収拠点に使用済みの植物性油の回収、再資源化します。協力をされた方には、すいたんキッズ靴下か、すいたんカプセルTシャツが選べます。</p> <p>⇒添付画像C23。SUITA Fry to Fryのサイト</p> <p>⇒添付画像C23。家庭で使った使用済み油の回収のサイト</p> <p>・標題のタイトルでは、関心を持たれた市民しか、サイトを開かれないと思います。具体性のある語句の補記で、市民への認知度を高めることが必要。⇒サイトを開かれない方にも環境政策室の取組の周知ならびに口伝による周知拡大が期待できます。</p> <p>⇒「仮(案)」: Fry(使用済み油で)to Fly(空を飛ぶ)！」家庭で使った使用済み植物性油の回収にご協力を。すいたんグッズのプレゼントあり。</p> <p>・サイト内の年間の回収量の推移グラフの単位が“トン”表記ですが、市民感覚からしますと、“リットル”表記の方が分かり易いと思います。</p> <p>・回収箱には、チラシは掲示されていますか？。QRコードの読み取り。回収拠点に来られた方への周知が期待。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>御指摘いただいたとおり、SUITA Fry to Fry Projectのページについて、市民の皆様の関心を高めるためにホームページの新着情報を表示させる部分には【「Fry(使用済み油で)to Fly(空を飛ぶ)！」家庭で使った使用済み油の回収にご協力を。プレゼントキャンペーン実施中！】と変更いたしました。</p> <p>その他の部分に関しましては、貴重なご意見として頂戴し、今後の施策に向けての参考にさせていただきます。</p> <p>また、回収箱にはキャンペーンチラシを掲示しております。</p>	環境政策室	R7.6.2	R7.6.6
12	歩きタバコについて	<p>いつもありがとうございます。</p> <p>先ほど登校の時間帯に、佐井寺小学校の目の前で歩きタバコをしている男性がいて大変危険で迷惑でした！たくさん子供たちが登校してる時に酷いです。</p> <p>先日は下校の時間に、大勢の子供たちの中で歩きタバコをしている高齢男性もいました！</p> <p>登下校の時間帯や通学路では、歩きタバコだけでなく立ち止まったの路上喫煙もかなり迷惑です。</p> <p>学校周辺は特に歩きタバコ禁止ともしっかりと分かりやすく、数も増やして掲示していただけませんか？以前からお願いしていますが、喫煙者に対して分かりやすく掲示しないといくら条例があっても意味がありません。</p> <p>我が子には喫煙者がいた場合、息を止めて早く離れるように言っていますが、小さい体では限度があります。</p> <p>受動喫煙させるのも嫌ですし火傷や失明してからでは遅いです。</p> <p>掲示と共に見回りも強化して頂きたいです！！よろしくお願いします。</p>	<p>ご指摘の箇所には既に啓発看板を設置しており、景観や道路安全上の問題から、あまり大量に設置することはできません。</p> <p>今後も路上喫煙防止啓発員が市内を巡回し、粘り強く啓発活動に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R7.5.29	R7.6.9

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	C25。「6月2日～6月16日 市営住宅入居者を募集します」のサイト内の情報訂正が必要。	<p>標題について、5月26日に市HPに掲出されましたが、情報がR6年度であり、R7年度に更新が必要。</p> <p>⇒添付画像C25。市営住宅入居者を募集。サイト</p> <p>・サイト内の情報は、「令和7年度第1回吹田市営住宅入居者募集を行います。」ですが、吹田市営住宅管理センターの“募集内容”のリンク先の2カ所(申込方法、募集住宅)には、「令和6年度第2回吹田市営住宅入居者募集の受付は終了しました。」であり、令和7年度の募集内容の記述がありません。</p> <p>・サイトの更新年月日の表記がありません。</p> <p>⇒添付画像C25。市営住宅管理センター。募集の受付は終了</p> <p>※広報課は、サイトの更新年月日の表記がされていない事から、都市計画部 住宅政策室にアドバイスを願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市サイト(ページ番号1027986)につきましては、6月号の市報すいたが配布され始める5月26日に掲載開始したのですが、リンク先の吹田市営住宅管理センターの“募集内容”のページにつきましては、募集期間である6月2日からの公開になっており、公開までの期間、「令和6年度第2回吹田市営住宅入居者募集の受付は終了しました。」と表示されていました。</p> <p>ご指摘のとおり、分かりにくい状態であったと存じます。</p> <p>次回募集の際には、たとえば「令和7年度第1回吹田市営住宅入居者募集は6月2日からです。」といったように、募集開始日にページが更新される旨を表示するように、同センターに対し指導いたします。</p> <p>ご指摘のとおり、サイトの更新年月日の表示が不足しておりました。現在、更新年月日を表示いたしました。ご指摘いただきありがとうございます。</p>	住宅政策室	R7.6.2	R7.6.9
14	C27。市HP新着の「(休業日のお知らせ)チャレンジショップ「ゆめちか」」のタイトルに工夫が必要。	<p>標題について、5月29日に市HPに掲出されましたが、サイトを開くと、定休日のお知らせでした。</p> <p>・5月23日にも、市HPに休業の掲出をされましたが、「5月26日と5月28日に休業します」の内容だったと思います。⇒今回のHPへの掲出で、また休業?...とってしまいました。</p> <p>⇒添付画像C27。「チャレンジショップ「ゆめちか」。新着情報</p> <p>⇒添付画像C27。「チャレンジショップ「ゆめちか」。サイト</p> <p>⇒「仮(案)」:【休業日のお知らせ】では無く⇒【定休日のお知らせ】...にされた方が良いかと思えます。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、新着情報のタイトルにつきましては、変更させていただきました。この度は御意見をいただきまして、ありがとうございます。今後も分かりやすいタイトル表示に努めてまいります。</p>	地域経済振興室	R7.6.2	R7.6.9

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	C25-2。「6月2日～6月16日市営住宅入居者を募集します」のサイト内の情報訂正が必要。	<p>標題について、5月26日に市HPに掲出されましたが、情報がR6年度であり、6月1日にR7年度に更新が必要を投稿。</p> <p>・都市計画部 住宅政策室は、6月3日に市HPの新着情報にR7年度版を掲出されましたが、タイトルおよびサイト内が、「6月2日～6月16日 市営住宅入居者を募集」のまま、申込・締切日の変更がされていません。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市営住宅入居者を募集。新着のタイトル。申込・締切日の変更なし。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市営住宅入居者を募集。サイト。申込・締切日の変更なし。</p> <p>・市営住宅入居応募の平均倍率の数値では、10倍以上の高倍率の市営住宅が多くあります。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市営住宅入居者を募集。入居応募の平均倍率</p> <p>[私見]</p> <p>・市営住宅への入居を検討されている方は、人生の中で大きな出来事です。最初の市HPへの掲出日から8日が経過。申込・締切日の変更が必要かと思えます。</p> <p>※転居の場合、市営住宅の現地確認、通勤・通学・子供の転園・転校など事前に情報確認など、検討時間が必要と考えます。</p> <p>・市HPで“市営住宅”で検索結果。市報の6月号に掲載がされていましたが、入居条件など多くの項目が有ります。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市報の6月号の記載内容</p> <p>⇒市の募集サイトに記載されていないことから、応募を考えると、概略の記載は必要かと思えます。</p> <p>⇒市報の6月号には、“詳細は市HPへ” or “QRコード(市営住宅管理センターでは無く)”の記載が必要かと思えます。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※人事室に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市営住宅の入居者募集は、年2回(6月、12月)おおむね月初めの2週間で行っており、これは他の自治体の公営住宅と比較しても平均的な期間です。</p> <p>今回、6月募集では、市報すいたの配布開始日に合わせ、5月26日に、市ホームページに、市営住宅の入居募集を6月2日から16日まで行う旨を掲載しました。(更新年月日が6月3日になっておりますのは、更新年月日を表示するように修正更新したためであり、6月3日に公開したものではありません。)</p> <p>また、市ホームページからのリンク先である吹田市営住宅管理センターのサイトの入居者募集のページは、6月2日午前9時から公開しており、電子申込締切の16日午後8時まで、サイトにアクセスできます。</p> <p>応募される方にとっては、募集期間を長くしますと、倍率が高くなる、入居できる時期が遅くなるなどのデメリットもございます。</p> <p>ご指摘のご意見は真摯に受け止めますが、現時点では募集期間の延長は予定しておりません。</p> <p>募集内容の詳細につきましては、応募される方は、募集案内冊子または市営住宅管理センターのサイトで確認いただけます。いずれも募集期間より前には公開しておりませんので、市営住宅管理センターのサイトと重複して、市HPに掲載する予定はございません。</p> <p>なお、入居資格の概略につきましては、募集期間外でもある程度検討のご参考にしていただけるよう、市HPと、市営住宅管理センターのサイト(市HPからリンクあり)で常時ご案内しております。</p>	住宅政策室	R7.6.4	R7.6.9
16	C17-2。市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	<p>標題について5月11日に投稿。5月21日に市民総務室 広聴担当から回答が有りましたが、疑問点。</p> <p>[投稿内容・再掲]:市HPの5月1日に掲出された標題のタイトルでは、市民は消費生活って色々な場面があり、何を展示されるのか…。イメージが沸きません。</p> <p>・⇒[仮(案)]「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)～5月30日(金)」千里ニュータウンプラザ</p> <p>・吹田市の特許詐欺の昨年2024年の件数は、2023年よりも増加している事から、具体的なタイトルで被害の減少に取組む吹田市の姿勢が必要。</p> <p>[市回答文・再掲]:「ホームページの「消費生活展」のタイトルについては、「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。再掲いたしました」</p> <p>⇒「再掲しました」の回答ですが、市HPの新着情報を確認しましたが、掲出がされていません。市民に周知がされたとは思えません。</p> <p>⇒添付画像C17-2。消費生活展HP。5月1日</p> <p>※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページの暮らし&gt;相談・消費生活&gt;消費生活&gt;5月は消費者月間です</p> <p>のトップタイトルをご助言いただきました表現に変更をいたしました。(期間終了につき現在は掲載していません。)</p> <p>新着情報画面への掲載は出来ておらず。申し訳ございません。今後は内容を考慮して、必要な情報発信ができるよう努めてまいります。</p>	市民総務室	R7.5.29	R7.6.10

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について	<p>「市報すいた」2024年12月号10～11ページの「市職員の人数や給与などの状況」についてです。</p> <p>【質問1】市議会議員の期末手当が載っていません 6.12月に期末手当がある筈です。 期末手当があることを明記しないと、市報を見た市民が「市議会議員の報酬は月65万円のみ」と誤認する恐れがあります。このような誤解を招く表現は、市民への説明責任の観点から問題があります。 また、期末手当がいくらなのか教えてください。</p> <p>【質問2】民間平均給与の比較対象に疑問があります 市職員の平均給与と比較している民間平均給与が「吹田市における平均給与」となっています。</p> <p>【質問2-1】これでは以下のどちらか判然としません。どちらですか。 1. 吹田市内に本社・事業所を持つ企業に勤務する人の給与 2. 吹田市内に居住する人の給与(勤務先は市外含む)</p> <p>【質問2-2】 582.57万円という額からしておそらく2だと思われるので、2であることを前提に話を進めます。 2の多くは市外で働く人だと思われます。しかし市職員は市内で働くため、比較対象として適切ではないと思われます。 比較は、なるべく労働環境が類似した集団同士で行うべきであり、市職員と「市内で働く民間労働者の平均給与」との比較が実態に近い比較になります。そのデータがなければ国全体の民間平均給与を使うべきです。 現在の比較は、市職員の給与と民間給与との差を小さく見せかける作爲的な比較という印象を与える恐れがあります。</p>	<p>【質問1】について ①資料の記載方法については、御意見として承ります。 ②市議会議員の期末手当については、議長386万2800円、副議長365万4000円、議員339万3000円となります。</p> <p>【質問2-1】について 令和6年1月1日において吹田市に住民票があった者の平均給与です。</p> <p>【質問2-2】について 御意見として承ります。</p>	人事室	R7.6.9	R7.6.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	図書館での資料確保遅延についての質問	<p>2月に予約した資料の確保に時間を要した件で、図書館とのメールやり取りを行っているが、問題が未解決であるにも関わらず、4月4日に図書館は一方的に問題解決済みとして本件に関して一切の連絡を拒否している。</p> <p>その問題とは資料確保の遅延の原因が図書館側は「要員の不慣れ」、一方私は「予約の見落とし」と意見が分かれていることで、本日(6/2)現在いずれの見解が正しいかの結論は出ていない。</p> <p>直近では5月23日に中央図書館に対して質問メールを送付したが同図書館からの回答がないため、次の質問を行う。</p> <p>(質問1) 4月4日に現在も未解決の問題を解決済みとした根拠は何か。 又、現在はこの解決済みを無効と考えるとよいか。</p> <p>(質問2) 図書館が言う「要員の不慣れ」があったことを証明する手立てがない(*)にも関わらずその意見を主張し続けることの根拠は何か。 2月の予約資料確保作業時に私の予約情報が作業として扱われていない、即ち予約情報の見落としがあった場合は、そもそも「要員の不慣れ」による確保遅延は発生しないことになる。 (*)過去に図書館関係者から得た情報</p> <p>(質問3):追加の質問 私が主張する「予約の見落とし」について2月当時の発生状況を時系列に記載すると次の通りである。 ・2月19日に千里山・佐井寺図書館に在架状態である資料をweb予約した。 ・通常であれば20日には資料が確保されるが22日になっても在架状態のまま未確保が継続した。 ・この原因は予約の見落としであると考え、同日図書館にwebで問い合わせを行った。 ・図書館はこの問い合わせを受け資料を確保した。 この時系列の流れについて疑義の有無を回答されたい。 疑義がある場合はその内容も回答されたい。 疑義がない場合は3か月以上の長期に亘り偽情報を提供し、それを訂正することなく利用者を欺き続けていたことを認めるか否かの回答をされたい。</p> <p>メール発信から10日を経過した本日現在も質問1、2についての回答はない。</p> <p>これまでの図書館とのやり取りで判明したことから、図書館は自らに不利な質問をされると回答を拒否することが散見される。 市の公的機関として市民からの質問には回答することは当然であるが、それがなされていないのが実態である。これは由々しき事態であり看過できるものではない。</p> <p>これらを踏まえて図書館に次の2点を要望する。 1. 前述の3件の質問への回答 2. 今後はこちらからの質問には必ず回答することの確約</p>	<p>(質問1) 〇〇様の御意見と相違があり、なかなか折り合いがつかない状況となっておりますことを大変心苦しく思っております。 しかしながら、当方としましては、御指摘の点は既に改善し解決したものと判断しております。</p> <p>(質問2) 窓口業務の事業者変更に伴い、業務に不慣れな点があり、全体的に予約資料の確保に時間を要する状況が確かにありましたが、仕様書の定め範囲の期間内で対応しており、問題がなかったことを確認しております。</p> <p>(質問3) 〇〇様から最初にいただいたメールの内容を確認した時点では、資料状態は予約確保中となっていたため、それを受けて、御回答を差し上げております。 本件については、最初にお問合せを受けてから本日までの間に、メールでの回答を14回行っており、その中で、お伝えできる内容は、すべて御説明させていただいております。 今後ともいただいた御意見につきましては、誠実に対応させていただきます。</p>	中央図書館	R7.6.2	R7.6.13

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応3	<p>【質問1】 この質問は、人事担当がこちらの質問を無視したことが法令に違反するかどうかを尋ねたものです。それについてご回答ください。</p> <p>【質問2-1】 市がバリアフリー法を順守せずに公園の工事を行った事例は、以下の市民の声に記載しています。 ・2024年度3月分「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について」 ・同「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について2」 ・2025年度4月分「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について3」 ・同「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について4」 この4において、市は水遠池の散策路について「簡易な工事としての見解はなく」と述べ、バリアフリーの義務がありながらバリアフリーにできなかったことを認めています。 これについて事実確認等を行った上で総合的に判断し、どのような処分を行うのかお教えください。</p> <p>【質問2-2】 市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をしない事例は、以下の市民の声に記載しています。 ・2022年度3月分「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢」 ・2023年度4月分「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢2」 また、この2で職員は「運営を振り返る」と約束しましたが、それを反故にしました。 これについて事実確認等を行った上で総合的に判断し、どのような処分を行うのかお教えください。</p> <p>【回答3】 &gt;「思う」、「思わない」での回答はいたしかねますため、回答は差し控えていただきます。 この質問は、「どの問い合わせに対する返答かわかるようにするのは業務上の基本的な配慮であり、ビジネス文書として当然の要件ではありませんか？」と尋ねているだけです。「思う／思わない」で明確に答えられる質問です。 小学生でも判断できることがわからないのであれば、市役所の業務を遂行するのは無理です。</p>	<p>【質問1】について 「市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応2」でいただきました質問につきましては、人事室より全て回答させていただきます。</p> <p>【質問2-1】について 「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について」、「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について2」、「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について3」、「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について4」について確認いたしました。 回答所属において、適切に対応をさせていただきます。</p> <p>【質問2-2】について 「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢」、「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢2」について確認いたしました。 回答所属において、適切に対応をさせていただきます。</p>	人事室	R7.6.6	R7.6.13
20	吹田第五中の情報提供について	<p>吹田5中の保護者・生徒への情報提供が本当に出来ていない。紙ベースで学年便り・学校便りは配布されている物の、ウェブサイトは準備中のまま4月から放置されている。特に、年間予定は配布もされておらず、今だ準備中のまま。他の小中学校で出来ていることが、なぜ吹田第五中では出来ないのか。これで生徒・保護者が不利益を被ったとしたらどう説明するのか。現に、他の中学校では高校就学の奨学金について、メ切りも添えて掲載されているものもあったが、中には既に終了しているものもあった。進路指導についても何も配布されず、他の高校の宣伝チラシだけが配られているだけ。今年新しい校長となったが一体どのような組織マネジメントをしているのか。市としてはどのように考えているのか、その見解を問う。</p>	<p>この度、令和7年5月25日付、「吹田第五中の情報提供について」のお問合せいただいた件につきまして、吹田市教育委員会より回答させていただきます。回答が大変遅くなり、申し訳ございませんでした。 生徒・保護者の皆様が安心して学校生活を送れるよう、学校からのウェブサイト等による情報発信が適切に行われることは非常に重要であると認識しております。 ご指摘いただきました吹田第五中学校のホームページが「準備中」のまま更新されていない件につきましては、学校長に対し、速やかに更新作業を進めるよう指示をいたしました。あわせて、年間行事予定や進路・奨学金に関する情報など、生徒・保護者の皆様にとって必要不可欠な情報が適時かつ的確に提供できるよう、対応を講じるよう指示しております。 何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>	学校教育室	R7.5.26	R7.6.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	C29.市HP新着の「中高年齢者対象就職面接会を開催」のタイトルに工夫を願う	<p>標題について、6月3日に市HPに掲載されましたが、吹田市の市職員募集の内容かと思ひ、サイトを開くと、民間企業の求人内容でした。</p> <p>⇒添付画像C29.中高年齢者対象就職面接会。新着のタイトル</p> <p>⇒添付画像C29.中高年齢者対象就職面接会を開催。サイト</p> <p>・就職氷河期世代、約1,700万人の支援について、昨年10月に厚労省が発表。先日石破総理が、就労処遇の改善の支援などを盛り込んだ支援プログラムの基本的な枠組みを決定の報道。</p> <p>⇒タイトルに、民間企業の求人紹介の語句の補記をされたら、良いかと思ひます。</p> <p>[私見]</p> <p>・就職氷河期世代の方が、標題のタイトルを見て、サイトを開かれた方の中には、「何！、これっ！」って思われる方がおられるかもしれません。</p> <p>⇒期待をされていて期待が裏切られた方は、吹田市の広報に対して不信感を抱かれる方がおられるかも・・・</p> <p>・地域経済振興室 労働担当の方は、世間の労働環境の実情を把握しておられると思ひますので、タイトルには、気配りを願ひます。</p> <p>※広報課に供覧を願ひます。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は御意見をいただきありがとうございます。いただきました御意見を参考に、タイトル表記を検討させていただきます。</p>	地域経済振興室	R7.6.9	R7.6.16
22	C32.市HP新着の「【休業日のお知らせ(6月10日)】チャレンジショップ「ゆめちか」」のタイトルに工夫が必要他。	<p>標題について、6月10日に市HPに掲載されましたが、「休業日」には、一般的には定休日と臨時休業があります。</p> <p>1)⇒「仮(案)」:【休業日のお知らせ】では無く⇒【臨時休業(6月10日)のお知らせ】...にされた方が良いかと思ひます。</p> <p>⇒添付画像C32.チャレンジショップ「ゆめちか」。新着情報タイトル</p> <p>2)サイトの営業中の画像説明文。「吹田市役所地下1階で営業中！」を⇒「吹田市役所中層棟地下1階 エレベーター前で営業中！」にされたら・・・</p> <p>初めて来られるお客様の事を考えた提案です。</p> <p>⇒添付画像C32.チャレンジショップ「ゆめちか」。サイト画像</p> <p>3)店舗前に定休日の案内が必要。営業時間:11時30分～“14時”の記載が必要。閉店の札⇒営業終了に変更されたら。</p> <p>⇒添付画像C32.店舗前の画像。定休日要・営業時間・閉店</p> <p>4)所管の都市魅力部 地域経済振興室 商業担当の方は、お客様目線でのアドバイスをされたら・・・</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について いただいた御意見を踏まえ、今後も分かりやすい新着情報タイトル表示となるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>2)について いただいた御意見を踏まえ、分かりやすい画像説明となるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>3)について 店舗前の案内につきましてはチャレンジショップの出店者の判断により実施しているため、いただいた御意見を出店者へ申し伝えます。</p> <p>4)について 今後も引き続き出店者に対し、アドバイスを行ってまいります。</p>	地域経済振興室	R7.6.11	R7.6.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	C16-3. 市HP掲出の「消費者のつどい」について、投稿に対しての回答が未着。	<p>標題について、5月11日に投稿しましたが、6月10日現在、回答がまだ頂けていないように思え、6/10に投稿しましたが…。</p> <p>⇒[市回答。6/10]:5月21日に回答済。「御助言いただきました、「消費者のつどい(講座)「地球温暖化と私たちの暮らし」参加者募集 [5月24日(土曜日)]【要申込】とし、再掲いたしました。」</p> <p>[不明な点があります。]</p> <p>1)5月21日の市HPの新着情報には、標題のタイトルが見つかりません。 ⇒添付画像C16-3. 消費者のつどい。新着情報。5月21日に無し</p> <p>2)標題のタイトルで検索すると、 ⇒添付画像C16-3。「消費者のつどい」。2025年は項目無し。</p> <p>3)表題のタイトルのURLで検索をすると、「ファイルは見つかりませんでした。」と表示。 ⇒添付画像C16-3。「消費者のつどい」。見つかりませんでした</p> <p>Q:上記の3点から、「消費者のつどい」は、中止されたものと推察されます。</p> <p>・参考に5月22日～5月24日の新着情報には「消費者のつどい」のタイトルは、掲出されていませんでした。 ⇒お忙しいところ申し訳ありませんが、投稿者宛ての回答文の送信メールの転送を、お願い致します。(添付ファイルは昨日、受信済です)</p> <p>市民総務室 広聴担当者:〇〇・〇〇 様</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>(1)(2)(3)「消費者のつどい」については参加希望者が少なく参加者数が少ないことから延期とし、5月19日(月)付で新着情報から削除し、「消費者のつどい(講座)「地球温暖化と私たちの暮らし」 [5月24日(土曜日)]【延期となりました】」として掲示を変更しました。(公開期間終了のため現在は掲載していません。)</p>	市民総務室	R7.6.11	R7.6.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.260の回答がない件について	<p>以下の件について、2ヶ月以上経過しても回答がありません。途中経過でも構いませんので、反応をお願いします。</p> <p>市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォームのご利用ありがとうございます。 送信結果内容の控えをメールさせていただきます。</p> <p>&lt;ご意見等の内容&gt; 計画調整室</p> <p>令和3年度11月分 市民の声 8 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/213/R3.11.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/213/R3.11.pdf</a> にて、日本語字幕(日本語吹き替え)を今後は徹底すると回答をいただいていたのですが、記載されていません。なぜ、記載されなかったのか対応経過と今後の対応を回答してください。</p> <p>企画財政室 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。 市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。</p>	<p>市民総務室より 令和7年6月2日に受付した〇〇様からのメールにつきまして、〇〇様に内容を確認せずに計画調整室から回答を再送付いたしまして申し訳ございませんでした。 また、令和7年3月28日に受付したメールにつきましては、企画財政室は担当部門ではないため、供覧処理といたしました。その旨を御連絡せずに申し訳ございませんでした。 御意見を改めて確認し、障がい福祉室から追加で回答させていただくことになりました。 当初の回答が不十分で、一部回答が遅れましたことをお詫び申し上げます。 今後はより一層、市民の方の申し出に寄り添って対応して参ります。 (担当:市民総務室)</p> <p>障がい福祉室より 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。 また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。 御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはありません。 (担当:障がい福祉室)</p>	市民総務室、障がい福祉室	R7.6.1	R7.6.17
25	C24.「5月30日ごみゼロの日」「6月は環境月間」について市HPに掲載が必要。	<p>標題について、市環境部HPならびに市HP(Top頁)の新着情報に掲載がされていません。⇒市民への啓蒙活動が必要。 ⇒添付画像C24.市環境部HP.新着情報に無し 1-[5月30日ごみゼロの日] ・全国各地での取組の報道が有り、5月30日の産経新聞で「ごみゼロの日」地域美化目指し、住民や企業が清掃活動 大阪・吹田で230人が参加」の報道がありました。 ⇒添付画像C24.産経新聞のごみゼロの日記事 2-[6月は環境月間] ・6月は、環境月間。1973年(昭和48年)に環境庁(現在:環境省)が提唱したもので、環境省をはじめ、関係省庁、地方公 共団体、民間団体などが取組む。⇒毎年恒例の取組時期であり、市環境部は、市民・企業への啓蒙の広報が必要。 ※広報課は、毎年の恒例行事であることからチェック願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>5月30日ごみゼロの日について、ご指摘いただいた新聞記事は、株式会社ダスキンが実施した清掃活動を報道したものであり、本市の主催するイベント等ではございませんことから、ホームページでの掲載は行っておりません。 環境月間については、市報6月号にて特集ページを掲載し、周知に努めているところです。ホームページの掲載につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R7.6.2	R7.6.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反について3	<p>&gt;【回答1】</p> <p>&gt;当時、〇〇様がおっしゃる点に関して改正が必要との議論がなかったため、判断は行っておりません。</p> <p>&gt;つきましては、「はい」か「いいえ」での回答は困難です。</p> <p>私の質問</p> <p>&gt;2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点を改正する必要があるとは判断されなかった</p> <p>&gt;「はい」か「いいえ」でご回答ください</p> <p>は、「改正に至らなかったという事実」を尋ねたものであり、「判断した結果、改正しなかったかどうか」を尋ねたものではありません。</p> <p>しかしながら、これで質問への回答は「はい」であることが明らかになりました。</p> <p>次の質問、</p> <p>&gt;行政が好き勝手に動いても、市民はチェックも修正もできない</p> <p>&gt;市が自ら定めたルールを守らなくても咎められない</p> <p>&gt;という状態を20年近く続けておきながら「市民自治」という看板を掲げていたこととなります。市民自治推進室として、こうした体制が「市民自治」を名乗るにふさわしいものと本当にお考えなのか、明確なご見解をお聞かせください。</p> <p>にお答えください。</p>	<p>前回お答えしましたとおり、「2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点を改正する必要があるとは判断されなかった」という御質問に対して、「はい」か「いいえ」での回答は困難です。</p> <p>よって、次の質問は「はい」を前提としているため回答の対象から外れることとなります。</p>	市民自治推進室	R7.6.4	R7.6.18
27	C28. 市HP新着の「役員改選に伴い、新しい正副議長が選任されました」のタイトルに工夫が必要。	<p>標題について、6月6日に市HPに掲出されましたが、吹田市には、多くの会議体があり、夫々に議長・副議長さんが居られます。市民の中には、「何これ！」って思われる方がおられるかもしれません。</p> <p>⇒添付画像C28. 役員改選、新正副議長選任。新着情報・サイトを開くと、市議会の令和7年度の正副議長のお知らせでした。⇒市民に分かり易いタイトル表記を願う。</p> <p>※吹田市議会事務局は、吹田市の世帯数が1年前に比べて2,417世帯増加している事から、選挙権のある方が吹田市への流入と考えます。市議会への関心を持って頂くためにも一考願う。</p> <p>⇒「仮(案)」:吹田市議会の令和7年度の正副議長選任のお知らせ</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は、ホームページのタイトル表記が分かりにくいものになっていた点について、お詫び申し上げます。また、貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見を参考に、次回以降に掲載する際には、市議会の正副議長であることが分かるよう、表記の仕方を検討して参りたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>	議会事務局	R7.6.9	R7.6.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	教会跡地に関する要望と強い懸念	<p>吹田市御中</p> <p>お世話になっております。 〇〇・〇〇周辺に居住しております市民です。</p> <p>現在、地域内の教会跡地において取り壊し工事が行われておりますが、それに伴い以下の点で強い不安と不満を感じております。</p> <p>まず、敷地内の緑地が破壊された影響で、居場所を失ったカラスが近隣住宅地に飛来し、威嚇や騒音などの被害が出ております。自然環境への配慮が不足していた結果であり、市としての環境保全の姿勢が問われる事態ではないでしょうか。</p> <p>また、取り壊し作業に伴う騒音も非常に大きく、日常生活に支障が出ている状況です。こうした中、今後何が建設されるのかについて市民への説明もなく、不透明なまま事業が進行していることに強い不信感を抱いております。</p> <p>特に、大型マンションが建設されるのではないかと強い不安があります。当該地域は静かな住宅地であり、大型開発には断固として反対です。このような開発計画を、市が事前に制限・是正することはできなかったのでしょうか。</p> <p>住民の生活環境を大きく左右する事案において、市民の声が一顧だにされないのであれば、私たちが納めている住民税の意義そのものが問われることになります。行政が市民に寄り添わないのであれば、市民としてその負担に納得することはできません。</p> <p>つきましては、以下について明確なご説明と対応を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現在の開発計画の内容とスケジュール</li> <li>カラス等の生態系に対する市としての対応策</li> <li>工事騒音に関する配慮および対策</li> <li>市としてこの地域の将来的なまちづくりにどのような方針を持っているのか</li> </ol> <p>どうか地域住民の声に真摯に耳を傾け、生活環境の保全を第一に考慮した行政対応を強くお願いいたします。</p> <p>以上、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>1.現在の開発計画の内容とスケジュールについて 現在、土木部地域整備推進室では、佐井寺西土地区画整理事業を行っております。この事業では、これまで未整備であった都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路佐井寺片山高浜線の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行うものです。 ご質問のありました土地につきましては、本事業区域内のため、所有者と締結した移転補償契約に基づき、所有者自らが建物等の除却等を行うこととなっております。 建物等の除却後は、道路、公園等の公共用地は吹田市で整備を行います。公共用地を除く土地の開発計画は、各地権者の意向で計画されますので、吹田市はお答えする立場にありません。 (担当：地域整備推進室)</p> <p>2.カラス等の生態系に対する市としての対応策について 事業計画地は、大部分が市街化された吹田市の中では比較的まとまった緑地が存在する地域であり、落葉広葉樹が混在する竹林、ため池を備えた農地等、里山的な景観を有する私有地が複数存在しています。 現地調査では、これらの区域を中心に多くの陸生動物及び水生生物が確認されており、多くの種の生息・生育環境となっていることが分かりました。 一方で、事業計画地の面積の約4割が市街地等となっており、農地や植栽地を除く植物群落の面積は約1割です。また、確認された動物のほとんどが、大阪府下の平地～丘陵地、低山地やそれらの水辺で普通に生息している種であり、特殊な環境に強く依存する種は確認されていません。 事業計画地の生態系は、工事の実施により変化すると考えられるものの、土地利用計画において生態系に配慮して緑の回復育成を図り、都市計画道路の植樹帯の整備により生息・生育環境の連続性を確保する計画です。 (担当：地域整備推進室)</p> <p>3.工事騒音に関する配慮および対策について 周辺住民の生活環境に配慮して作業するよう解体している施工業者を指導します。 (担当：環境保全指導課)</p> <p>4.市としてこの地域の将来的なまちづくりにどのような方針を持っているのかについて 現在、土木部地域整備推進室では、佐井寺西土地区画整理事業を行っております。この事業では、これまで未整備であった都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路佐井寺片山高浜線の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行い、佐井寺西地区の良好な住環境の形成を目指しております。 佐井寺西土地区画整理事業の概要につきましては、吹田市のホームページにも記載しておりますので、併せてご覧ください。 佐井寺西土地区画整理事業のホームページ <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018775/1009496.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018775/1009496.html</a> (担当：地域整備推進室)</p>	地域整備推進室、環境保全指導課	R7.6.9	R7.6.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	C31。市HP新着の「市庁舎清掃業務に係る一般競争入札」の清掃エリアに疑問。	<p>標題について、6月5日に市HPに募集概要が掲出されましたが、清掃の履行場所について「吹田市庁舎(職員会館を除く。)」の語句のみであり、清掃エリアの面積表記、図画などが一切、見当たりません。</p> <p>⇒添付画像C31。市庁舎清掃業務に係る一般競争入札。サイト</p> <p>⇒添付画像C31。清掃履行場所。吹田市庁舎(職員会館を除く)。公告文</p> <p>・入札を検討される業者の方は、入札金額の積算するのに、清掃エリアが「吹田市庁舎(職員会館を除く。)」では、どのように計算をされるのか素朴な疑問です。</p> <p>・公告文に「内訳書の提出 : (1)入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。」の記述があり、清掃エリアの具体的な指示が必要。</p> <p>・清掃で生じた回収ごみの処分方法の記載が必要。職員のゴミ箱内のペットボトル・空き缶などのリサイクル品の分別の指示が必要と思います。</p> <p>Q1: 清掃範囲は、庁舎(低層棟・中層棟・高層棟)の屋内のみですか？</p> <p>Q2: 屋上、駐車場(市民・市有車・議員)、駐輪場(市民・職員)、正面玄関の屋外車寄せ箇所、阪急吹田駅～市役所西口迄の通路は、対象ですか？。対象外で別契約の場合は、契約の標題名と契約期間を教えてください。</p> <p>Q3: 屋外の植栽地域の草刈りなどは、対象ですか？。対象外の場合は、契約の標題名と契約期間を教えてください。</p> <p>Q4: 吹田市役所敷地への入り口右側に「吹田市役所の銘板」がありますが、手前の植栽の雑草が伸びて、「吹田市役所」の文字は見えません。⇒家に置き換えれば、「表札が見えません」と同じです。毎日職員の方が前を通られるのに、誰も気付かれないのが不思議。</p> <p>⇒添付画像C31。吹田市役所の銘板と雑草。</p> <p>※人事室に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1、Q2について 市庁舎清掃業務の清掃範囲については、建物内だけではなく、建物回り、駐車場、屋上等の敷地内の建物外も対象です。</p> <p>Q3について 対象外です。屋外の植栽地域の草刈りなどは、次の契約で実施しています。 契約の標題名: 市庁舎敷地内植木等保守点検業務 契約期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>Q4について 市庁舎敷地内植木等保守点検業務に基づき、6月14日に除草しました。</p>	総務室	R7.6.9	R7.6.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	C33.「吹田市 公告式掲示板 の改善提案」。	<p>吹田市役所の西北に設置されている、吹田市公告式掲示板について、公告文の掲示について疑問。            ⇒添付画像C33.公告式掲示板。掲示状況            1)全面ガラスに背景の高架道路などの景色が映り込んで、見づらいです。            2)目線よりも高い位置の公告文の文字は、判読困難な状況。            3)公告文のページ数は、一般的に4頁前後の枚数が有りますが、掲示されているのは、1ページのみであり、他のページは掲示スペースの関係で省略がされています。            Q1:上記の3点から、公告式で有るのなら、法的な問題の有無について、法務関係者に確認の上、掲示がされているのでしょうか？。            Q2:公告式掲示板は、吹田市公告式条例(昭和25年8月21日)に基づき設置されていますが、75年が経過しており、“インターネット”という言葉が無かった時代のままです。            ⇒他市の中には、「WEBによる公告式掲示」を採用されていることから、吹田市は、検討をされては如何でしょうか？。            Q3:公告文は、吹田市の入札案件で多く公告がされますが、最近、市HPに「契約検査室 緊急連絡事項」が掲出されますが、内容は入札案件の内容の修正・訂正・変更・入札中止などが有ります。            ※今年の 緊急連絡月日:6月12日、6月3日、5月20日、4月28日、2月14日、2月10日            ⇒これらは、当初の公告文から変更がされたものであり、吹田市公告式掲示板に掲示が、個人的には必要と思います。            ※広報課に供覧を願います。             ※添付画像は別メールにて送信。            ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について            ご指摘いただきました掲示につきましては、法的問題はないものの、情報発信の観点からは、見やすいものとする必要があると考えております。            しかしながら、現在の公告式掲示板の設置場所ではガラス面に景色を映り込まないようにすることは難しく、また、掲示スペースに限りがあることから目線よりも高い位置での掲示や1ページ目のみが見える掲示を行っております。            見えにくい公告等や複数ページの公告等の2ページ目以降をご覧になりたいときは、法制室までご連絡いただければ、掲示されている公告等を一時的に外して、お見せいたします。            (担当:法制室)             Q2について            貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。            現時点で「WEBによる公告式掲示」を行う予定はございませんが、他市の状況の把握等、情報収集に努め、適切な掲示方法について検討を進めてまいります。            なお、一般競争入札公告など、所管室課がインターネットによる情報発信が必要であると判断する公告等につきましては、公告式掲示板への掲示に加え、当該室課において、吹田市ホームページで公告等を公開しているところでございます。            (担当:法制室)             Q3について            公告文の修正等があった場合、吹田市公告式掲示板にその修正した公告文を掲示しておりますが、設計図書等の修正のみがあった場合などは、当初の公告文に変更がないことから、吹田市公告式掲示板に掲示はしないこととしております。            今後も、適切な入札情報の提供に努めてまいります。            (担当:契約検査室)</p>	法制室、契約検査室	R7.6.13	R7.6.18
31	C35.「公用普通自動車2台(ミニバン)リース契約業務に係る制限付一般競争入札」について提言	<p>標題について、6月11日に市HP新着情報に掲出されましたが、サイトを開くと既に募集を終了されていました。            ⇒添付画像C35.公用普通自動車2台一般競争入札。新着タイトル            ⇒添付画像C35.公用普通自動車2台一般競争入札。サイト・募集終了            1)タイトルには、募集を終了の旨の補記が必要。            ※吹田市の入札に永年参加されている事業者との会話。「吹田市の入札については、ほんまに分かり難い」の声が有りました。            2)仕様書の別紙1の6その他-(2)本市所有の下記車両及びホイール付スタッドレスタイヤ 12本を引き取り、適正に処分すること。            ⇒添付画像C35.公用普通自動車2台一般競争入札。市有車引取り            ⇒市所有の車両2台の引取りについて、素朴な疑問。            ・市所有の車両には、元々“吹田市”の文字がペイントされていると思いますが、剥離作業が必要と思います。            ・新規のリース車両への“吹田市”の文字のペイント作業・費用はどのようにされるのでしょうか？             ※添付画像は別メールにて送信。            ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について            本入札案件につきましては入札結果欄への掲載に修正済です。ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。             2)について            1 市有車両の処分については、市名部分の除去を含め、仕様書に記載のとおり適正に処分することを事業者に課しています。            2 本リース契約の車両に対する市名等のペイントについては、事業者に求めているものではありません。</p>	総務室	R7.6.16	R7.6.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	北千里駅からピアノ池に向かう道路での車内から腕を出して喫煙していた件について	5月20日15時27分頃、北千里駅からピアノ池に向かう道路で〇〇-〇〇の軽トラ?の男が車外に腕を出して喫煙していた。  運転中の喫煙や路上喫煙も全面禁止にしてほしい。 歩きタバコだけ禁止はおかしい。止まってもそこを通る多くの人が副流煙に晒されることになる。	ご報告いただいた内容は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R7.6.5	R7.6.19
33	北千里駅のアルカと駐車場を結ぶ道路のベンチで男が迷惑喫煙していた!	5月20日10時00分頃、北千里駅のアルカと駐車場を結ぶ道路のベンチで上は縞模様、下がグレーのズボンで黒のカバン所持の60~80代くらいの男が喫煙していた。 ここは北千里駅周辺のため、路上喫煙禁止区域のはずだ。  路上喫煙も全面禁止してほしい。 歩きタバコだけ禁止はおかしい。止まってもそこを通る多くの人が副流煙に晒されることになる。	ご報告いただいた内容は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R7.6.5	R7.6.19
34	ゆらら藤白台付近での歩きタバコについて	6月8日16時45分頃、ゆらら藤白台付近の路上で上は黒、下はベージュで眼鏡をかけた40~50代くらいの男がアイコスのようなものを吸って歩いていた。  またまた迷惑な歩きタバコ事案だ。 暑くなっているのでどんどん増えている。 歩きタバコ禁止条例の認知度はどうなっているのか教えていただきたい。まさか認知度のアンケートを取っていないわけではないだろう。 そして大阪市のように歩きタバコでなく路上喫煙を全面禁止にすべきだと思う。	ご報告いただいた内容は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。 また、歩きタバコを禁止している「吹田市環境美化に関する条例」の認知度につきましては、アンケート等による調査は実施していませんが、啓発活動実施時に合わせて説明を行うことで周知に努めております。	環境政策室	R7.6.9	R7.6.19
35	雨漏り	雨の日は、佐井寺図書館の屋根、トユから歩道上に水が落ちてきています。  歩いていると濡れるので掃除をしていただけると助かります。  雨の日に確認していただけると分かりますが、宜しく願いいたします。	このたびは、千里山・佐井寺図書館西館雨樋の件で、ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。 雨天時に状況を確認しましたところ、ご指摘いただいたとおり、雨樋が機能しておらず、周辺の歩道上に直接雨水が落ちており、歩きにくい状況であることが確認できました。 改善のための調査を行い、対応を検討してまいります。 このたびはお知らせを頂きありがとうございました。	中央図書館	R7.6.10	R7.6.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	吹田市健康診査の間診票への改善要望	<p>吹田市健康診査の間診票に麺類のスープを全て飲むかという問いがある。</p> <p>この問いに対して年1回だけ麺類の出汁を飲んで問いの回答は”飲む”と回答すると、診査結果のコメントに麺のスープは半分以上残せとのアドバイスがくる。</p> <p>年に1度出汁を全て飲んだことによる健康への影響が出るとは思えず、この問いには疑問を持つ。</p> <p>その疑問とは出汁を飲む「頻度」の要素が欠けていることである。</p> <p>週に何回も出汁を飲む場合と年1回とでは当然健康への影響の差が出るのは当然であるが、この問いにはその「頻度」の要素がないために両者を一纏めにして同じコメントを出している。</p> <p>この状況に対して間診票の設問を改善することを要望する。改善案としては次のいずれかの事項を想定している。</p> <p>1. 設問に「頻度」の要素を入れ、許容範囲であればコメントにはスープを抑える旨を表示しない。</p> <p>2. 設問は現状通りで、他の検査結果に異常がなければスープを全て飲むと回答していてもコメントにはスープを抑える旨を表示しない。</p> <p>又、この要望が実現されるまでの間は、間診票のこの問いは設問として不正確であるため無回答としてよいか否かの回答を願う。</p>	<p>1.について</p> <p>吹田市国保健康診査結果通知書の心不全予防のための生涯健康支援アドバイスは、ライフロングヘルスチェックで回答いただいた内容に基づいてコメントが出力されるよう設定されています。いただいた改善案についてはシステムの変更等が必要であり、現時点で変更することはいたしかねますが、今回いただいたご意見を関係機関と共有し、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>2.について</p> <p>問診のうち、ライフロングヘルスチェック回答は強制ではないため、無回答で提出いただき、問題ございません。</p>	成人保健課	R7.6.12	R7.6.19
37	青山公園の機械除草に関して	<p>定期の機械除草をされる時期と思いますが、土手に生えてきている合歡の幼木をできるだけ残していただきたいです。</p> <p>以前は西側土手の桜と水路沿いの柳で日陰がありましたが、今は殆どの木がなくなり、駅まで歩くのに日陰が殆どない状態です。</p> <p>「ねむの木道」との名称を付けたくらいですし、何本かは育てていただけないでしょうか。</p>	<p>ご要望いただいた合歡の木の幼木については、除草の際、可能な限り残していき、維持管理に支障にならない範囲で保存に努めてまいります。</p>	公園みどり室	R7.6.17	R7.6.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	C30.市HP新着の「令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導」のタイトルに疑問。	<p>標題について、6月3日に市HPに掲出されましたが、私は、多くの福祉サービス事業者で何か不都合な対応が生じたことにより、集団指導を行います。…と解釈をしましたが…</p> <p>⇒市民の中には、サイトを開かずに、新着のタイトルの“集団指導”の文言では、吹田市の福祉関係の施設で働いておられる方に、悪いイメージを与える可能性が懸念されます。⇒もう少しタイトルに工夫を願います。</p> <p>⇒添付画像C30。指定障がい福祉サービス事業者等集団指導。新着タイトル</p> <p>・サイトを開くと、令和7年度の実施内容の目的・方針などの記載が全くありません。市HPの新着に掲出されるという事は、市民に知って頂きたい何かがあるのでしょうか。</p> <p>⇒添付画像C30。指定障がい福祉サービス事業者等集団指導。サイト・サイトの冒頭に「参考資料として、令和6年度集団指導の資料を掲載しています。」の記述がありますが⇒令和7年度版の資料は、皆無です。</p> <p>※一般論ですが、令和7年度の取組内容について、周知されるならば、令和6年度に吹田市内での不都合事案、全国台での重大事案の未然防止のための水平展開の周知。</p> <p>※80数か所のリンク先の項目があり、膨大な資料になります。⇒事務局は、重要項目など選定して関係者に周知をされませんか。昨年度の会議録が有れば、添付されれば良かった。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>今回、ホームページに掲載した目的は、国が示す事業者指導指針に基づき、障がい福祉サービス事業等の健全かつ円滑な運営を図るため、全事業所を対象に年1回実施している集団指導について、令和7年度の予定をお知らせしたものでございます。ページ内の記載を、事業者を対象として定期的実施しているものであることや、実施の目的が分かるように修正いたしました。</p> <p>資料につきましては、障がい福祉サービス事業等の運営にあたり、関連する法令や厚生労働省やこども家庭庁からの多数の通知や連絡事項がありますので、それらの中でも特に重要なものや使用頻度の高いと思われる様式について、掲載しているものでございます。</p>	福祉指導監査室	R7.6.9	R7.6.23
39	相川診療所前道路について	<p>お世話になります。</p> <p>今回は、上記にありますますが、相川診療所前の道路についてなのですが、お伺いしたいのですが、少し前までその一帯につきまして道路工事をしていたのですが、その業者の物と思われるのですが、コーンとコーンを繋ぐ虎柄のポールのような物が破損した状態で道路脇に放置をされており、現在は恐らく相川診療所の方が、対応されたのか放置されていた道路脇から移動し敷地内の道路沿いの柵部分もちろん目に見える場所になるのですが、移動しておりますが、以前撤去されておられませんのでご対応の程申し訳ありませんがお願い出来ませんか？宜しくお願いします。</p>	<p>吹田市南高浜町24番9号付近の相川診療所前道路について、現場を確認しましたが、トラ柄のコーンパーは見当たりませんでした。</p>	道路室	R7.6.16	R7.6.23

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	住宅地区の植え込みの不法投棄について	<p>毎日のお勤めご苦労様です。長文になりますが、どうか一読をお願いします。</p> <p>私は個人的な趣味でゴミ拾いをしている者です。ここ最近、周りに生えている低木等の植え込みへの不法投棄に関して、非常に大きな問題意識を抱いています。</p> <p>2025年6月4日、私は〇〇近くに生えているヒラドツツジ内に投棄されているごみの清掃を行いました。その結果、瓶・缶・ペットボトルとそれ以外の燃えるゴミ、それぞれ45Lのごみ袋1袋分丁度入る量を回収しました。一部の缶の賞味期限は、2015年6月と表記されていました。このことから、少なくとも10年間にわたり放置されていたという事実が露呈しています。他にも、消費期限が2012年9月16日と書かれたパンの袋も回収しました。</p> <p>故郷に住む者として、この事実は目を覆いたくなるほど深刻なものと考えています。しかし1人の小さな力で解決しようにも限界があります。そこで貴所に、植え込みや川を含む、社会全体のごみ清掃の意識を強化してほしいです。</p> <p>「わがまちクリーン大作戦」を代表する、貴所のごみ問題に対する現在の姿勢は非常に関心を持ちます。私はそれに加えて、市政の直接的な協力も必要です。</p> <p>個人的に考えている具体的な提案は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各植え込み・川・池等に対するごみ状況の定期的な調査・ごみの回収(参考に、JR天王寺駅周辺は月に1回、民間の清掃員にお願いしているそうです)</li> <li>・特に多い場所には、ポイ捨てを禁じる看板の設置</li> <li>・対象が私有地の場合は、所有者と相談の上、清掃への協力の要請</li> </ul> <p>勿論、これ以外の提案をされても構いません。いきなり行動に移すのは難しいと思われるかもしれませんが、大阪府の掲げる「ごみのないきれいな大阪」に向けて、更に積極的な活動をお願い申し上げます。</p>	<p>日頃より市内の地域清掃にご協力くださり、ありがとうございます。本市では、環境美化意識の向上を目指し、年2回のわがまちクリーン大作戦(市内一斉清掃)に加え、地域清掃や環境美化イベントに積極的に参加できる18歳以上で5名以上の団体にご登録いただいた環境美化推進団体が活動しています。ほかにも、阪急北千里駅、阪急関大前駅、大阪メトロ江坂駅周辺にて、市の委託による定期的な清掃が行われています。</p> <p>また、窓口にて、歩きたばこやポイ捨ての被害でお困りの方に対する啓発看板の配付や、地域清掃を行っていただける方に、ごみ袋の支給や清掃用具の貸出も行っております。</p> <p>ご提案いただいた市政の直接的な協力につきましては、参考とさせていただきます。今後も市内の環境美化に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。</p>	環境政策室	R7.6.9	R7.6.24

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について7	<p>〈質問5〉「簡易的な工事」について          &gt;バリアフリー法違反のように責任を取るのか          &gt;引き続き、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります          「責任を取る」とは、過去の故意・過失について謝罪する・処分を受けることです。「今後検討する」のは「やって当然」どころか「すでにやらなければならなかった」ことであり、責任を取ることはありません。          法律違反を犯しても何の責任も問われないのであれば、今後とも法律違反を繰り返すことが可能となり、吹田市が無法地帯と化すおそれがあります。          前回バリアフリー化されなかったことによる車椅子・ベビーカー利用者の機会損失、工事がかきまことによる税金の無駄使い、これについて担当者はどのように謝罪するか、処分を受けるのか、お示しください。</p> <p>〈質問6-1〉出入口は特定公園施設か          &gt;国土交通省の回答並びにガイドラインP35に掲載された参考図において、出入口が特定公園施設の凡例になっていないことから「出入口は特定施設ではない」ことが明確である          市が5回目の回答で示した以下の国土交通省の回答に「出入口は特定施設ではない」とは書いてありません。          &gt;【国土交通省の回答】          &gt;起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動等円滑化しておく必要があると考えます。ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましいです。          またガイドライン35ページの図は、4回目の質問で指摘した34ページと同様、「参考」の「引用」であり、ガイドラインではありません。          また5回目の質問でこちらが          &gt;こちらから国土省に問い合わせ、4月16日に「都市公園の出入口は特定公園施設に当たります」という回答を得ていますと書いている点を見逃していません。          これらを踏まえてなぜ「出入口は特定施設ではない」ことが明確であるのか、ご説明ください。          国土省から「出入口は特定公園施設に当たる」という回答を得ている以上、こちらの主張は以下です。          ・出入口は特定公園施設であり、出入口を結ぶ園路は特定公園施設です          ・よって、すべての出入口を結ぶ園路(同じ出入口を結ぶ園路が複数ある場合はうち1本)は、改築時にはバリアフリー基準適合義務があります          また私が「文書をご提示ください」と書いたことにお答えいただいております。</p> <p>〈質問6-3〉努力義務          &gt;可能な限り移動等円滑化園路を複数確保する方が望ましいものと認識しています          では近年、バリアフリー法での「努力義務」の箇所をバリアフリー化した例を可能な限り挙げてください。          カフェの設置がバリアフリーより望ましいと判断した根拠をお教えください。</p> <p>&gt;「調査を行ってこなかった理由はない」に続けて、「バリアフリー状況調査を実施した」との回答をされており、バリアフリー化に向けた準備を進めているところです          バリアフリーの義務・努力義務を満たすにはまず調査しなければなりません。吹田市はそれを15年間「理由なく」実施してこなかったと述べています。これは義務・努力義務違反です。          この点について、誰がいつ・どのように責任を取るのか、具体的にご説明ください。</p>	<p>〈質問5〉          こちらの問合せにつきましては、これまでの回答と変わりませんので、回答は控えさせていただきます。</p> <p>〈質問6-1〉          再度、2025年6月18日に国土交通省に確認をとりました。          そのうえで、「出入口」と「主要な公園施設」を結ぶすべての「園路」が特定公園施設ではなく、このうち「起点となる出入口」から「主要な公園施設」までの「経路」を1以上移動円滑化しておく必要があると認識しています。</p> <p>2025年4月16日に国土交通省近畿地方整備局より大阪府都市整備部にメールで回答があったものを、同日に吹田市土木部公園みどり室に大阪府都市整備部から共有いただいたものです。</p> <p>〈質問6-3〉          バリアフリー法で「義務」の箇所のバリアフリー化を優先していますが、移動円滑化園路の複数確保につきましては、公園全体の再整備を行った上新田公園、下新田公園、川岸公園、南清和園公園で実施しております。          また、カフェの設置とバリアフリー化は別事業で実施しており、優先順位を付けるものではないと考えております。</p> <p>責任を取る必要があるのか判断できかねますが、令和4年3月にガイドラインの改正が行われたことから、本市が管理するすべての都市公園等を対象に、新たな基準に基づく公園施設等のバリアフリー対応状況を調査いたしました。          引き続き、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。</p>	公園みどり室	R7.6.10	R7.6.24

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
42	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応4	<p>&gt;【回答1】                      &gt;「市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応2」でいただきました質問につきましては、人事室より全て回答させていただいております。これは、私が最初の質問で以下の事案を示したにもかかわらず、                      &gt;例えば以下の場合にはどのような対応をするのか教えてください。                      &gt;・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合                      &gt;・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「サービスの根本基準」に違反する場合                      人事担当がそれを無視して                      &gt;個々の事案によって対応が異なるためお答えできかねますと回答した、つまり質問文を無視したことについて、地方公務員法や吹田市自治基本条例に違反しないかと尋ねたものです。                      質問の趣旨を正確に理解した上で、再回答してください。</p> <p>&gt;【回答2-1】                      &gt;回答所属において、適切に対応をさせていただいております。                      &gt;【回答2-2】                      &gt;回答所属において、適切に対応をさせていただいております。                      こちらの質問は「人事室が事実確認等を行った上で総合的に判断し、どのような処分を行うのか」です。何をどう確認したのか、どう判断したのか、詳細にお教えてください。</p> <p>また「回答所属」とは一般的な言葉ではなく、公文書にはふさわしくありません。正式名称で書き直してください。</p>	<p>【回答1】について                      これまでの回答のとおりです。</p> <p>【回答2-1】【回答2-2】について                      これまでの回答のとおりです。なお、「回答所属」とは、【回答2-1】については公園みどり室、【回答2-2】については障がい福祉室を指すものです。</p>	人事室	R7.6.13	R7.6.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	C36。「市役所駐車場入口の側溝に土砂堆積、除去要」について。2度目	<p>市庁舎駐車場入口の側溝のグレーチングケ所内に土砂の堆積が有り、草も生えています。土砂の除去が必要。            ⇒添付画像C36。市役所側溝に土砂堆積。2025年6月            ・広い駐車場内の雨水が前面の歩道や車道に流れ出ないように、市役所と歩道の間には横断側溝が設置されていますが、機能していません。            ・先週に梅雨入り、台風1号の進路も心配。速やかに土砂の除去をされますように。            [追伸]            ⇒添付画像C36。市役所側溝に土砂堆積。2024年5月20日(昨年投稿) 総務部総務室 庁舎管理担当者および、回答文の決済の上席者へ            ・昨年の回答文は、土砂の除去では無く「除草剤を散布しました。」⇒今回は、こんな事の無いように。            ⇒添付画像C36。市役所側溝に土砂堆積。昨年の投稿・市回答文            [余談]…前記の除草剤の話を、某企業経営者に話したところ、「吹田市は、すごい！。回答をAIにさせるんや〜！」            ※危機管理室に供覧を願います。            ※人事室に供覧を願います。            ・昨年の投稿から1年余り、土砂の堆積はその前から。この場所は、市長さん、各部局長さん、人事室をはじめとする多くの市職員の方々の通行されている筈。誰も気付かれないのが不思議。            ※添付画像は別メールにて送信。            ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>令和7年6月21日(土)より、ご指摘の箇所について清掃、土砂の除去作業を開始いたしました。市役所駐車場をご利用になる方が少ないと見込まれる日曜日等の閉庁日に、市民の方の通行の安全を確保した上で、引き続き作業に取り組んでまいります。今後とも市政への格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p>	総務室	R7.6.16	R7.6.25
44	佐井寺小周辺での歩きタバコについて	<p>先日はお返事ありがとうございました。            佐井寺小周辺に歩きタバコ禁止の掲示は増やせないとおっしゃいますが、今どこに貼ってあるのでしょうか？            近くに住んでいてほぼ毎日通りますが、どこに貼ってあるか分かりません。            やまや側で喫煙する人達が本当に多くて、吸殻もたくさん落ちていますよ！少なくとも西側に歩きタバコ禁止の掲示は一個もありませんよね？            子供たちの受動喫煙や火傷、火災に繋がる可能性もあって危険なのにこれ以上掲示できないというはおかしいと思います。            今朝子供が登校する際も、いつも佐井寺小西側のフェンスやガードレールにもたれて喫煙する男が来ました！いつもの人です。歩きタバコで小学校へ近づき、体育館横のガードレールにもたれ、その場で2本目にも火を付けていましたよ。そのまま火のついたタバコを学校の敷地内へ投げ入れることも可能なのに、条例違反ではないと見過ごさなくてはならないのですか？            もし体育館で授業していて換気していたら、体育館の中にもタバコの煙は入ります。            そして巡回しますといつも言うだけで有り難いのですが、本当に巡回していただいているのでしょうか？            南千里の駅前ですら見たことないのに、各小学校を巡回していただいているとは感じません。小学校に子供を通わせている親として毎日不安です。</p>	<p>佐井寺小学校周辺の啓発看板につきましては、学校南側の正門から東に向かうフェンスの他に歩きタバコ禁止以外のもの(犬のフン放置禁止等)も含めて複数設置されております。このため、景観や道路安全上の問題から増設が難しい状況です。            ご指摘いただいた学校西側の体育館横フェンスにつきましては、佐井寺小学校と協議のうえ、啓発看板を令和7年6月19日に設置いたしました。            また、路上喫煙防止啓発員が令和7年6月24日午前7時20分から午前8時30分まで佐井寺小学校周辺を巡回し、学校側にも聞き取りを行いました。喫煙者の発見には至りませんでした。            今後も市内の環境美化啓発に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R7.6.17	R7.6.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
45	公園の砂場について	<p>公園の砂場について、ネットなどをつけていただきたいです。もくもく遊園、千里丘西公園でつい最近も猫のフンが砂場に落ちていました。幼い子供が遊ぶ場で、とても不衛生です。都内では砂場は全てフェンスで囲われていて、動物が入れないようになっており、また定期的に殺菌もされていて安全に遊べました。吹田市においてもそのような対策をしていただきたいです。よろしくお願ひします。</p>	<p>砂場への猫等の対策につきましては、老朽化した公園の再整備工事の際は、地域の意向を伺い、必要に応じて柵を設置させていただいております。</p> <p>しかしながら、本市で管理している公園等には約300箇所の砂場があり、すべての砂場に柵を設置することは困難であるため、状況に応じて砂の入れ替えや、自治会等にブルーシートを配布し、砂場にかけて運用していただく等の対応を基本としております。</p> <p>もくもく遊園、千里丘西公園についても、自治会を通してブルーシートの設置を検討いたします。</p>	公園みどり室	R7.6.19	R7.6.25
46	議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について2	<p>前回のご回答において「意見として承る」との表現がありましたが、これは私の指摘を「多様な意見の一つ」に過ぎないかのように扱い、必ずしも対応する必要はないとする姿勢に見受けられます。</p> <p>しかし、私が述べたのは単なる好みや主観的な感想ではなく、公的資料の記載内容に客観的な問題があるとする指摘です。したがって、行政としては、その指摘が妥当であるかどうかを判断し、妥当であるなら修正する責任があります。</p> <p>今回の指摘はいずれも資料の内容を読めば容易に判断可能なものであり、検討に時間を要する性質のものではありません。</p> <p>つきましては、以下の2点について、問題があるか否か 問題があると判断した場合、修正するのか否かを明確にご回答ください。</p> <p>【質問1】「市議会議員の期末手当」が掲載されていないこと 【質問2-2】「市職員の給与」と「吹田市に居住する者の給与」を比較することの妥当性(特に、後者が市外勤務を含む点を踏まえて)</p>	<p>【質問1】について 御指摘いただいた資料の記載に問題はないと考えております。</p> <p>【質問2-2】について 御指摘いただいた資料の記載に問題はないと考えております。</p>	人事室	R7.6.13	R7.6.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	C34。「大阪府内の伝染性紅斑(リンゴ病)定点報告数が警報基準を超過」について提言	<p>標題について、6月13日に市HP新着情報に掲載されましたが、過去10年間で初めての警報発令。市民への周知が遅いです…他。</p> <p>[伝染性紅斑(転載)]:小児を中心にみられる流行性の発しん性の病気です。女性が妊娠中に感染した場合、胎児にも感染し、胎児水腫などの重篤な状態や、流産のリスクとなる可能性があります。</p> <p>1)⇒添付画像C34。「リンゴ病」-1。新着情報タイトル</p> <p>2)⇒添付画像C34。「リンゴ病」-2。感染者数推移。第23週(6月2日～6月8日)。大阪府全域、豊能地区</p> <p>3)⇒添付画像C34。「リンゴ病」-3。警報23週。警報地域図。感染者「3.55」</p> <p>4)⇒添付画像C34。「リンゴ病」-4。警報20週(5月12日～5月18日)。警報地域図。感染者「3.18」</p> <p>Q1:上記の4点から、吹田市のエリアは、第20週(5月12日～5月18日)の時点で、警報レベル“2”を超過しており、速やかに市民・小児関連事業所・医療機関に周知が必要な事案。</p> <p>⇒健康医療部 地域保健課は、小児関連事業所・医療機関に周知されましたのでしょうか？</p> <p>Q2:大阪府が発表をする前には、吹田市の保健所が定点あたり患者数の把握・報告されている事から、吹田市の保健所は警報レベル“2”を超過した時点で、市民・関係者等への周知が必要と判断を行い、担当の地域保健課への情報提供が必要。</p> <p>⇒吹田市の保健所は、定点あたり患者数が警報レベル“2”を超過した時期は、いつですか？、また数値を教えてください。</p> <p>⇒吹田市の保健所は警報レベル“2”を超過した時点で、市民・関係者等への周知が必要と判断を行い、担当の地域保健課への情報提供するルールはありますか。ルールの名称を教えてください。</p> <p>Q3:⇒添付画像C34。「リンゴ病」-5。市サイト。豊能地域の補記要。</p> <p>・「伝染性紅斑」のサイトの末尾に関連情報の項があり、「大阪府内発生状況」のリンクが貼られていますが、「吹田市は、豊能地域」である事の説明・補記が必要。</p> <p>※この件については、過去に2回ほど情報提供をしております。</p> <p>※人事室に供覧を願います。</p> <p>※危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>Q1について 当課では、保育・幼稚園や小・中学校等の市内教育・保育施設及び市内医療機関に対して、大阪府感染症情報センターが公表する最新情報を毎週還元しており、注意喚起に努めているところです。</p> <p>Q2について 本市は、交通アクセスがよく、市内の医療機関に他市民が受診する場合や本市民が他市の医療機関を受診する場合も想定されるため、市内7か所の小児科定点医療機関からの報告数だけでは、市の感染状況の推移を正確に伝えることは難しいと考えております。従いまして、本市が把握する報告数のみで関係機関への周知は行っておらず、大阪府感染症情報センターの総合的な評価と解析に基づいて、注意喚起を行っております。</p> <p>Q3について ご指摘の内容を踏まえ、本市ホームページの伝染性紅斑のサイト“大阪府内発生状況”に本市が豊能地域であることの説明を6/19に追記しました。ご指摘のとおり、市民に分かりやすい情報発信に留意してまいります。</p>	地域保健課	R7.6.16	R7.6.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
48	C37。「市HPの図書館サイトへの入口のメニュー項目の正常化要」について	<p>1)吹田市立図書館のサイトへ入るためには、市HP(Top頁)のメニュー項目の「子育て・教育」⇒「図書館」に違和感。 ⇒添付画像C37。図書館サイトへの入口の項目に違和感 [私見] ・図書館サイトへ入るためには、市HP(Top頁)のメニュー項目の「文化・スポーツ」⇒「図書館」の方が適切かと思えます。</p> <p>2)健都ライブラリーへのアクセス地図の見直しが必要。 ⇒添付画像C37。図書館-健都ライブラリー地図 ・片山交番(片山坂)からJRへのアンダーパス道路から東側への分岐の道路は有りません。またこの道路は一方通行路で、途中で一方通行の方向が変わり、車では不可(部分)。 ・片山坂の東側の道路は、昔からの道で細い箇所が有り、途中で交互通行の箇所が有ります。⇒推奨はしません。 ・サイト内に“緑の遊歩道”の説明文が有りますが、遊歩道のルート図が有りません。⇒イメージが出来ません。 ⇒吹田市の人口は、1年間で1,421人増加。転出された方もおられる事から、吹田市民になられた方は、もっと多い。新しく市民になられた方の事も考えたHPづくりが必要。 ※この項については、健都ライブラリーが新規に開設された時にも、情報提供をしております。⇒速やかに改善が必要。 ※広報課に供覧を願います。 ※人事室に供覧を願います。市職員の誰かが気付かれないのが不思議。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)図書館は社会教育法第9条により「社会教育の機関」と位置付けられています。また、本市においては教育委員会に属する機関であるため、「教育」の項目に分類しております。</p> <p>2)吹田市立図書館ホームページ上の健都ライブラリーへのアクセス地図につきましては、年内に図書館ホームページの更新を予定しており、その際にインターネット上の地図に変更することを検討しています。</p>	中央図書館	R7.6.17	R7.6.30

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	C38.「市HP-健都ライブラリーのサイトへの提言」について。	<p>初めて利用される方の事を考えたHPの充実化の提言。速やかに対応をされますように。</p> <p>1) 駐車場、駐輪場、バイク置き場について、文言での説明のみであり分かり難いです。1階フロア一図に追記されませんか？</p> <p>・駐車場(タイムズコイン駐車場)・バイク置き場の位置は、図書館の裏側(東側)。駐輪場は正面右側。</p> <p>⇒添付画像C38. 健都ライブラリー-1 駐車場・駐輪場・バイク置き場のサイト説明文</p> <p>⇒添付画像C38. 健都ライブラリー-2. 1階フロア一図(150%拡大画像)</p> <p>※フロア一図が小さくてアイコンの説明が分かり難い。スマホでは拡大がしやすいですが、PCでは…改善願う。</p> <p>2) シェアサイクル(レンタサイクル)が、設置されていますが、記述・位置図の記載が有りません。日常業務の連携不足。</p> <p>3) バリアフリー情報に、「あかちゃんの駅」実施施設です…の記載がありますが、リンク先の「あかちゃんの駅一覧表」には、健都ライブラリーは掲載されていません。日常業務の連携不足。</p> <p>⇒添付画像C38. 健都ライブラリー-3「あかちゃんの駅」サイト説明文。</p> <p>⇒添付画像C38. 健都ライブラリー-4「あかちゃんの駅一覧・公共施設」に記載無し。</p> <p>4) 多目的室の説明文が有りますが、貸し出しの可否。貸し出しの場合の有料・無料、手続きの記載が必要。施設利用案内に記載無し。</p> <p>⇒添付画像C38. 健都ライブラリー-5 多目的室サイト説明文。</p> <p>5) 平日の閑散時に、1階メモリアルコーナー(O系新幹線)の見学時に「展示解説シート(吹田操車場の歴史)」のチラシの置き場所が車両内であり、見学後の出口で発見。入る時に目につく場所に変更が必要。加えて私が取ったのは、最後の1枚。⇒残余部数の定時確認が必要。</p> <p>⇒添付画像C38. 健都ライブラリー-6。(O系新幹線)の入口</p> <p>・吹田で生まれ育った私の願い。操車場を造るのに多くの土砂を片山神社の裏山をショベルカーで削って運搬。「貨車に積み込む時は機械が行ったが、降ろす時は、人力で大変だった」の古老の話。…の当時の画像展示が欲しい。</p> <p>[余談] 幼少の頃は、土を削った後の、はげ山の事を軍艦に似ていた事から“軍艦やま”と言っていました。</p> <p>※人事室に供覧を願います。市職員の方が気付かれないのが不思議。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>C38「市HP-健都ライブラリーのサイトへの提言」について。</p> <p>1)フロア図は館内の案内図になりますので、館外の駐車場等についての記載はしていません。</p> <p>パソコン画面でも拡大して御覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>2)シェアサイクルについては、シェアサイクル事業者のアプリ上にて写真付きで掲載されております。</p> <p>そちらを御利用くださいますようお願いいたします。</p> <p>3)あかちゃんの駅一覧に健都ライブラリーも掲載されております。リンク先のページをスクロールして御確認ください。</p> <p>4)多目的室は健都ライブラリーの行事・講座等開催のためのスペースで、一般向けに貸出ししていません。</p> <p>5)展示解説シートにつきましては、定期的に補充しておりますが、一時的に在庫がなくなりましたことについてお詫びいたします。置き場所については、現在配置している場所は入口すぐの場所でありますのと、なにぶんにも車内のスペースに限りがありますので、御理解願います。また、車内展示している写真は吹田市立博物館から寄贈された写真の内、旧吹田操車場の在りし日の姿を写したものを学芸員が選りすぐって展示しているものとなります。解説シートについても同じく吹田市立博物館が作成したものとなります。吹田市立博物館にもぜひ足を運んでいただけると幸いです。</p>	中央図書館	R7.6.18	R7.6.30

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
50	C39。「令和7年度吹田の景観展を開催しました」の掲出時期について	<p>標題について、6月18日に市HP新着情報に掲載されましたが、事前の開催案内が無かったように思います。</p> <p>1)6月1日の「景観の日」にあわせて、6月2日から6日まで本庁正面玄関ロビーにてパネル展示をされた…との事ですが…</p> <p>⇒新着情報の5月28日～6月2日を確認しましたが、掲出されていません。作品の中には、市民が投稿されたものもあると思います。またパネルの製作費用・展示の設営・撤収の手間と時間を考えれば、出来るだけ多くの市民の方々に吹田市の魅力の周知を考えた場合、事前周知は必要条件です。</p> <p>⇒添付画像C39。吹田の景観展開催しました。6/18-新着タイトル</p> <p>⇒添付画像C39。吹田の景観展。サイト</p> <p>※サイトに更新年月日が表示されていません。</p> <p>[昨年の開催案内・結果の状況]</p> <p>2)令和6年6月4日から7日まで令和6年度「吹田の景観展」を開催しました。…との事ですが…</p> <p>⇒新着情報の5月28日～6月21日を確認しましたが、事前の開催案内および開催報告が、掲出されていません。</p> <p>⇒添付画像C39。吹田の景観展。新着-昨年6/3</p> <p>⇒都市計画部 都市計画室は、昨年の新着情報に掲載された年月日を教えてくださいませんか？</p> <p>※広報課は、更新年月日の表示についてアドバイスをされたし。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について</p> <p>当該イベントの新着情報への掲載については、令和7年5月9日に掲載しており、併せて、市報すいた5月号にも掲載しておりました。貴重なご意見ありがとうございます。引き続き市民の方に伝わりやすい周知となるよう努めて参ります。</p> <p>吹田の景観展(ページ番号1018108)のページは、広報課にも確認したところ、他のページへ誘導するようなページはシステムの仕様上、更新年月日が表示されない仕様となっております。</p> <p>当該ページには、最新の情報を表示させておりますが、よりわかりやすいものとなるよう広報課にもご意見を共有いたします。</p> <p>(担当:都市計画室)</p> <p>当該ページの所管に対してホームページのシステム仕様と更新年月日について助言しております。</p> <p>(担当:広報課)</p> <p>2)について</p> <p>昨年度の「吹田の景観展(令和6年度)」につきましては、令和6年5月22日に事前の開催案内をイベントの新着情報に掲載しておりました。そのページは、令和6年6月11日に非公開としております。</p> <p>(担当:都市計画室)</p>	都市計画室、広報課	R7.6.19	R7.6.30